外国人技能実習生制度について

「担当者のための執務マニュアル」

平成30年1月

全 日 畜

(一般社団法人 全日本畜産経営者協会)

はじめに

これまで、全国の畜産経営者に参加いただき、直近のテーマを掲げて開催してきた「畜産経営者交流会」では、毎回共通的に「労働力確保」が論点となり、高い関心事項でありました。また、関連して、全日畜のプロパー調査として調査要望が多い課題は「外国人技能実習生制度」でした。

全日畜では、平成 28 年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律」が公布となり、この技能実習制度が大きく改正さ れたことを踏まえて、平成 29 年度の全日畜プロパー調査として「外国人技能 実習制度」について調査を実施しました。

本書は、この調査レポートです。当該制度にご関心の担当者様の執務マニュアルとしてご活用いただけたら幸いです。

平成30年1月

一般社団法人 全日本畜産経営者協会 (全日畜 事務局)

目 次

1. わが国の外国人労働者の現状	1
1.1 わが国の人口の推移	1
1.2 人口減少にともなう農業の動向	
1.3 外国人労働者に係る制度の変遷	
1.4 外国人労働者の実態	
2. 技能実習制度の仕組み	13
2.1 技能実習法	13
2.2 技能実習生受け入れの手続き	16
2.3 技能実習計画の認定	22
2.4 優良な実習実施者の要件	
3. 農畜産業部門における技能実習生	26
3.1 わが国の畜産の動向	26
3.2 畜産部門の雇用労働者	28
3.3 農畜産部門の外国人技能実習生	30
4. 全日畜のアンケート調査	36
付属資料	37
調査票	37
引用文献	

1. わが国の外国人労働者の現状

1.1 わが国の人口の推移

わが国の2017年7月1日時点の総人口概数値は、1億2,675万人で、前年同月に比べ減24万人(0.19%)減少している。図1.1.1 に2005年以降の総人口の推移を示すが、2008年の1億2,808万人をピークとして減少に転じ、ピーク時に比べすでに130万人減少している。2015年の15歳から64歳までの生産年齢人口は7,629万人で、2015年の総人口1億2,710万人に対し60.7%に過ぎない。生産年齢人口は2005年の8,717万人、シェア69.5%をピークとしてすでに1,300万人減少している。生産年齢人口率の先進国間の比較では、図1.1.2に示すとおり、わが国は最低水準になるものと予想されている。

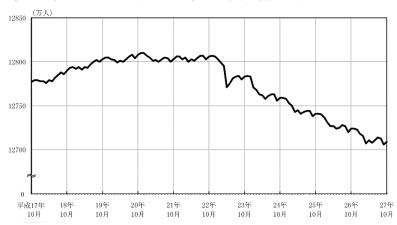


図 1.1.1 総人口の推移(総務省統計局 2017a)

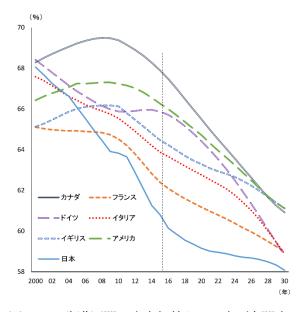
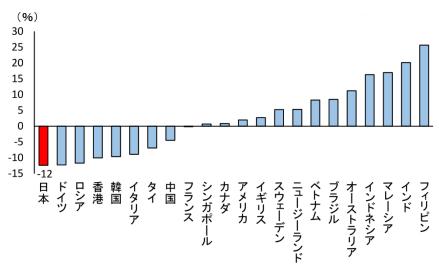


図 1.1.2 先進国間の生産年齢人口比率(内閣府 2017)

将来の生産年齢人口について、日本は 2030 年にかけて減少が加速し、国際的に見てもその減少率は 非常に大きいと予想されている(図 1.1.3)。この結果、2030年の人口ピラミッドは図 1.1.4 のとおり予測 されている。ただし、2030年の合計特殊出生率 $^{\rm l}$ が 1.8 まで上昇すれば、出生数は 100万人程度を維持す

¹⁻人の女性が一生に産む子供の平均数のこと。合計特殊出生率によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口

ると見込まれている(内閣府2017)。



(出所)日本は、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、他国は、JIL「データブック国際労働比較2016」により作成。

図 1.1.3 生産年齢人口の変化率(2015~2030年)(内閣府 2017)

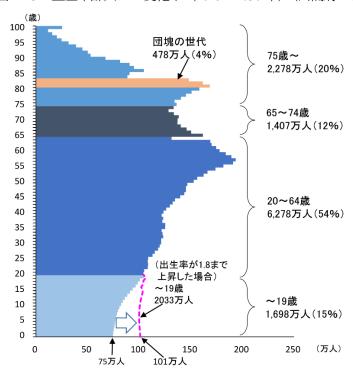


図 1.1.4 わが国の 2030 年の人口ピラミッド (内閣府 2017)

一方、都道府県別の人口増減率の分布をみると、表 1.1.1 に示すとおり、人口が増加している都道府 県は平成 27 年度において東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、福岡県の7 都県にすぎ ず、他は全て減少している。とくに、山形県、和歌山県、徳島県、高知県、鹿児島県、青森県、秋田県 は前年に比べ 8‰ (0.8%) 以上の人口減少となっている。

-

の自然増減を比較・評価することができる。

表 1.1.1 人口増減率の分布 (総務省統計局 2017a)

	人口増減率		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年
	(‰)	県数	県 名	県数	県 名	県数	県 名	県数	県 名	県数	県 名
人	4.0以上	1	沖縄県	1	沖縄県	2	東京都,沖縄県	2	東京都,沖縄県	2	東京都,沖縄県
口增	2.0~4.0未満	2	埼玉県,東京都	1	東京都	1	愛知県	3	埼玉県,神奈川県,愛知県	4	埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 愛知県
加加	0.0~2.0未満	5	千葉県,神奈川県, 愛知県,滋賀県, 福岡県	6	宮城県,埼玉県,神奈川県,愛知県,滋賀県,福岡県	6	宮城県,埼玉県, 千葉県,神奈川県, 滋賀県,福岡県	3	宮城県, 千葉県, 福岡県	1	福岡県
	計	8		8		9		8		7	
	-0.0~-2.0未満	4	京都府,大阪府, 兵庫県,広島県	3	大阪府, 兵庫県, 広島県	2	大阪府,広島県	3	滋賀県, 大阪府, 広島県	4	宫城県, 滋賀県, 大阪府, 広島県
人	-2.0~-4.0未満	11	北海道, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 石川県, 福井県, 福川県, 岡山県, 佐賀県, 熊本県, 大分県	10	群馬県, 千葉県, 石川県, 静岡県, 三重県, 京都府, 岡山県, 香川県, 佐賀県, 熊本県		茨城県, 栃木県, 群馬県, 石川県, 石川県, 三重県, 京都府, 兵庫県, 岡山県, 香川県, 佐賀県,熊本県	8	茨城県, 栃木県, 群馬県, 石川県, 京都府, 兵庫県, 岡山県, 熊本県	8	茨城県, 栃木県, 群馬県, 石川県, 静岡県, 京都府, 兵庫県, 岡山県
П	-4.0~-6.0未満	13	山形県, 新潟県, 宮山県, 長野県, 岐阜県県, 三郎東県, 奈良県県, 高野県県, 山口県, 香崎県, 愛媛県, 宮崎県,	13	北海道, 茨城県, 栃木県, 新潟県, 富山県, 極阜県, 長東県, 烏取県, 奈良県, 大分県, 宮崎県	10	北海道,岩手県, 富山県,福井県, 長野県,岐阜県, 奈良県,鳥取県, 大分県,宮崎県	10	北海道,富山県, 長野県,岐阜県, 静岡県,三重県, 鳥取県,香川県, 佐賀県,大分県	11	北海道, 富山県, 福井県, 長野県, 岐阜県, 三重県, 鳥取県, 香川県, 佐賀県, 熊本県, 大分県
減	-6.0~-8.0未満	6	青森県,山梨県、 和歌山県,島根県, 徳島県,長崎県	9	岩手県,山形県, 山梨県,和歌山県, 島根県,山口県, 徳島県,長崎県, 鹿児島県	8	新潟県,山梨県, 島根県,山口県, 徳島県,愛媛県, 長崎県,鹿児島県	11	岩手県,福島県, 新潟県,福井県, 山梨県,奈良県, 島根県,山口県, 愛媛県,長崎県, 宮崎県	10	岩手県,福島県, 新潟県,山梨県, 奈良県,島根県, 公田県,愛媛県, 長崎県,宮崎県
少	-8.0~-10.0未満	2	宮城県,高知県	2	青森県,高知県	4	山形県,福島県, 和歌山県,高知県	4	山形県, 和歌山県, 徳島県, 鹿児島県	5	山形県,和歌山県, 徳島県,高知県, 鹿児島県
	-10.0以下	3	岩手県, 秋田県, 福島県	2	秋田県,福島県	2	青森県,秋田県	3	青森県, 秋田県, 高知県	2	青森県,秋田県
	計	39		39		38		39		40	

^{*} 増減数(前年10月から当年9月まで)を期首人口で除したもの(千人比,‰)。

1.2 人口減少にともなう農業の動向

人口減にともなう農業の動向をみると、まず平成29年の農業経営体数2は125万8.000経営体で、前々

 $^{^{2}}$ 注:1 「農業経営体」とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

⁽¹⁾ 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

⁽²⁾ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業 (ア) 露地野菜作付面積 15a、(イ) 施設野菜栽培面積 350 m²、(ウ) 果樹栽培面積 10a、(エ) 露地花さ栽培面積 10a

⁽オ) 施設花き栽培面積 $250\,\mathrm{m}^2$ 、(カ) 搾乳牛飼養頭数 $1\,\mathrm{g}$ 、(キ) 肥育牛飼養頭数 $1\,\mathrm{g}$ 、(ク) 豚飼養頭数 $15\,\mathrm{g}$ 、(ケ) 採卵鶏飼養羽数 $150\,\mathrm{p}$ 、(コ) ブロイラー年間出荷羽数 $1,000\,\mathrm{p}$ 、(サ) その他 調査期日前 $1\,\mathrm{e}$ 間における農業生産物の総販売額 $50\,\mathrm{f}$ 万円に相当する事業の規模

⁽³⁾ 農作業の受託の事業

年に比べ 8.7%減少、前年に比べ 4.6%減少した。このうち、組織経営体数は 3 万 4,900 経営体で、前々年に比べ 5.8%増加、前年に比べ 2.6%増加し、農産物の生産を行う法人組織経営体は 2 万 1,800 経営体で、前々年に比べ 15.3%増加、前年に比べ 4.8%増加した(表 1.2.1)。このように、農業経営体の減少は大きいが、その減少の一部は組織経営体の拡充により補われ、効率化が進められている。

表 1.2.1 農業経営体数 (全国)

単位: 千経営体

				<u> </u>
区分	農 経営体 ①+②	家 経営体 ①	組 総営体 ②	1)農産物の生産 を行う法人組織 経営体
平成27年 28 29	1, 377. 3 1, 318. 4 1, 258. 0	1, 344. 3 1, 284. 4 1, 223. 1	33. 0 34. 0 34. 9	18. 9 20. 8 21. 8
増減率(%) 平成29年/27年	△ 8.7	△ 9.0	5.8	15. 3
平成29年/28年	△ 4.6	△ 4.8	2.6	4.8

出典) 農水省 2017c

農業経営体の減少は止まる状況ではなく、平成22年から42万戸減少している(図1.2.1)。

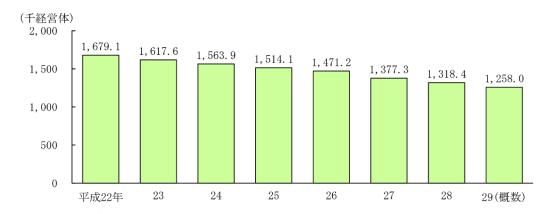


図 1.2.1 農業経営体数の推移(全国)(農水省 2017c)

農業経営体を全国農業地域別にみると、関東・東山が 27 万 7,600 経営体と最も多く、次いで東北が 22 万 2,700 経営体となっている。また、全国の法人組織経営体数 2 万 4,800 について全国農業地域別に みると、九州が 4,500 経営体と最も多く、次いで関東・東山が 4,000 経営体となっている。

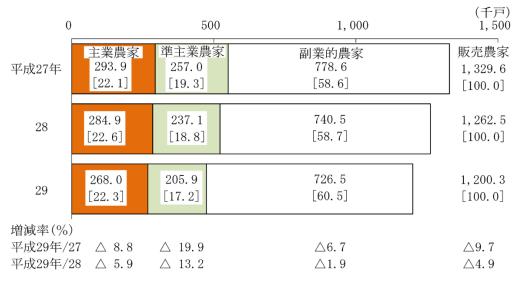
販売農家数は 120 万 300 戸で、前々年に比べ 12 万 9,300 戸 (9.7%) 減少、前年に比べ 6 万 2,200 戸 (4.9%) 減少した (図 1.2.2)。これを主副業別にみると、主業農家数3は 26 万 8,000 戸となり、前々年に比べ 2 万 5,900 戸 (8.8%) 減少、前年に比べ 1 万 6,900 戸 (5.9%) 減少した。準主業農家数4は 20 万 5,900 戸となり、前々年に比べ 5 万 1,100 戸 (19.9%) 減少、前年に比べ 3 万 1,200 戸 (13.2%) 減少した。副

^{2 「}農業経営体」とは、「農林業経営体」の規程のうち(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

³主業農家:農業所得が主(農家所得の 50%以上が農業所得)で、1年間に 60 日 以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家

⁴準主業農家: 農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

業的農家⁵数は72万6,500 戸となり、前々年に比べ5万2,100 戸(6.7%)減少、前年に比べ1万4,000 戸(1.9%)減少した。また、主副業別の構成割合をみると、主業農家が22.3%、準主業農家が17.2%、副業的農家が60.5%となっている。



注:[]内の数値は構成比(%)である。

図 1.2.2 主副業別販売農家数と構成割合(全国)(農水省 2017c)

販売農家の基幹的農業従事者(仕事として自営農業に主として従事した者)数は150万7,100人で、前々年に比べ24万6,700人(14.1%)減少、前年に比べ7万9,000人(5.0%)減少した。これを年齢階層別にみると、各階層とも減少しているが、65~69歳の階層は37万2,700人で、前々年に比べ6万7,900人(22.3%)増加、前年に比べ5万3,800人(16.9%)増加している(表1.2.2)。

表 1.2.2 年齡別基幹的農業従事者数(全国)(農水省 2017c)

							単位:千人
区分	11 1	49歳以下	50 ~ 59	60 ~ 64	65 ~ 69	$70 \sim 74$	75歳以上
平成27年 28 29	1, 753. 8 1, 586. 1 1, 507. 1	177. 5 162. 3 158. 6	202. 1 180. 4 158. 3	242. 1 212. 4 189. 8	304. 8 318. 9 372. 7	283. 4 244. 0 209. 8	543. 9 468. 3 418. 1
増減率(%) 平成29年/27年	△ 14.1	△ 10.6	△ 21.7	△ 21.6	22. 3	△ 26.0	△ 23.1
平成29年/28年 構成比(%) 平成27年	100.0	10. 1	△ 12.3	△ 10. 6	16. 9 17. 4	△ 14. 0	△ 10. 7 31. 0
28 29	100. 0 100. 0	10. 2 10. 5	11. 4 10. 5	13. 4 12. 6	20. 1 24. 7	15. 4 13. 9	29. 5 27. 7

農業経営体の雇用者のうち、常雇い数は240万300人で、前々年に比べ2万100人(9.1%)増加し、前年に比べ7,200人(2.9%)減少した。また、年齢別の構成をみると、49歳以下は120万700人で、その割合は50.2%となっている(表1.2.3)。農業経営体の減少に伴い、平均的には農業経営規模が大きくなっているが、常雇いを拡大することで労働力不足を補う傾向が認められる。

⁵副業的農家: 1年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)

表 1.2.3 農業経営体の年齢別常雇い数(全国)(農水省 2017c)

単位: 千人 49歳以下 区 分 計 65歳以上 50 ~ 64 15~24歳 $25 \sim 34$ 35 ~ 39 40 ~ 44 45 ~ 49 平成27年 220. 2 14.5 38.6 42. 9 1) 40.2 2) 83.9 18. 2 17. 2 124. 1 50.9 29 240.3 120.7 42.1 21.2 22.6 17.6 68.7 増減率(%) 平成29年/27年 9.1 18.6 9.1 1) 9.0 2) 2.9 18.6 平成29年/28年 2.9 5.5 5.0 3.0 0.6 △ 3.5 2.5 平成27年 100.0 6.6 17.5 1) 18.3 2) 38.1 19.5 50.1 28 100.0 17.9 28.8 7.4 8.4 9.4 7.1 21.1 29 100.0 50.2

注:1)は、「40 ~ 44歳」を含む。 2)は、「50 ~ 64歳」を含む。

畜産産出額が1,000億円以上の9道県について人口の増減率をまとめると表1.2.4のとおりである。 千葉県以外はすべて減少しており、とくに岩手県、宮崎県、鹿児島県の減少率が大きい。

表 1.2.4 主要畜産道県の畜産産出額と人口の増減

道県名	畜産産出額 (億円)	平成 27 年国勢調査	平成 27 年国勢調査
		人口(千人)	人口増減率(‰)
北海道	6,512	5,382	▲5.3
岩手県	1,483	1,280	▲ 7.8
茨城県	1,290	2,917	▲3.3
栃木県	1,055	1,974	▲2.9
群馬県	1,098	1,973	▲3.2
千葉県	1,350	6,223	2.2
熊本県	1,115	1,786	▲ 4.7
宮崎県	2,094	1,104	▲7.3
鹿児島県	2,837	1,648	▲8.2

出典: 農水省 2017d、総務省統計局 2017a

1.3 外国人労働者に係る制度の変遷

世界の人口が開発途上国を中心に今も増え続けている一方で、先進国では概して高齢化が進行している。高齢化が進む先進国では、海外出身者の労働力に依存しやすい状況が生まれている。OECD によれば、2001 年から 2010 年における OECD 諸国の人口増加の 40%が、海外からの移住によるものであった(OECD 2013)。しかし、わが国は外国人労働者の受入れに消極的であった。図 1.3.1 に外国人労働力の人口割合を示すが、日本は最低水準である。

(労働力人口に占める 割合、%) 18 16.2 16 14 12 9.4 8.8 10 5.8 6 4 1.4 2 <2014> <2009> <2009> <2014> <2009>

フランス

図 1.3.1 外国人労働力人口の割合(内閣府 2017)

ドイツ

日本

わが国における外国人労働者の受け入れでは、1989 年に成立し翌年施行された「出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)」の改正が契機となった。この入管法改正に付随する制度変更により、南米からの日系人や外国人研修生、いわゆる出稼ぎ労働者や単純労働者の日本の労働市場への参加が常態化することになった。

イギリス

アメリカ

1993年には、研修を終えた外国人の2年目以降の受け皿として、技能実習制度が導入された。1997年には、実習期間が2年間に延長されている。政府は形式上、外国人労働者の受入れは認めないが、外国人の就労を実際は妨げない、という仕組みを徐々に強化していく。この研修・技能実習制度により、第一次・第二次産業で働くアジア諸国出身の研修・技能実習生が増加した。

その後、2006 年にフィリピンとの間で初めて「人の移動」を含む経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)が結ばれ、インドネシア、ベトナムとの EPA 協定が続いた。2008 年より同協定に基づきフィリピンから看護・介護福祉士候補者が来日している。また 2009 年以降はインドネシアから、2014 年以降はベトナムから、看護・介護福祉士候補生の来日が続いている。これらの外国人は国家資格取得後、日本で定住可能となる。

2008 年のリーマンショックを機に、南米からの日系人はその数を大幅に減らしていく。その後不況 が続くなかでも日本に残った南米出身の日系人は、今では生活者としての側面も有しており、定住外国 人施策の主たる対象である(明石 2017)。

2009 年 1 月、定住外国人施策推進室(同年 3 月に発足する日系定住外国人施策推進会議の前身)が内閣府に設置され、関係する基本方針(2010 年 8 月)や行動計画(2011 年 3 月)を順次発表している。リーマンショックに端を発する景気後退は、日本に在留する少なくない外国人の移民性を政策当事者にあらためて意識させた。また2009 年には入管法が改正され、翌年 7 月の施行時に「技能実習」という独立の在留資格が新たに加えられた。このことにより、労働基準関係法令が一年目から適用される技能実習生の受入れが始まった。2010年には、第三国定住難民プログラムが開始されている。

その後、2012年5月、「外国人高度人材ポイント制」が導入され、ポイント制による高度人材の受入れが始まった。高度人材とは、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」のことである。高度人材として来日して活動すれば、他の外国人に課せられる居住要件よりも短い5年間で永住権を取得できる。従来は日系人や配偶者等、属性主義的に来日する人びとが多かったのに対し、2000年代の後半からは業績主義的に来日する外国人も増えている(高畑 2015)。

高度人材ポイント制により入国した外国人の累計認定件数は、制度開始後の2013年末までは845件と低調であったが、2013年12月の制度改正後、新規認定件数は顕著に増加している。「日本再興戦略2016」(2014年6月、閣議決定)では、2020年末までに10,000人の認定を目標としているが、制度開始から2016年8月末までに、高度人材として5,917人が認定されている(図1.3.2)。

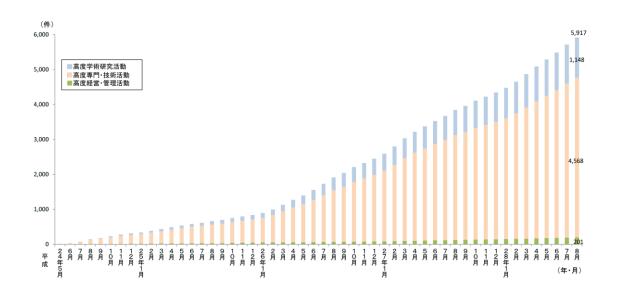


図 1.3.2 高度人材ポイント制の累計認定件数の推移(法務省 2017a)

2014年、在留資格「高度専門職」の新設のほか、技能実習制度の拡大運用や家事労働者受入れのための制度整備などが決定された。また2014年4月に、震災復興事業や2020年東京オリンピック・パラリンピックによる建設需要の増大に対応するため、外国人労働力を活用する緊急措置(2020年度で終了)が決定された(国土交通省「外国人建設就労者受入事業に関する告示」)。建設分野の技能実習生を「特定活動」という在留資格で2~3年間雇用延長する(最大5年間)ほか、元技能実習生の再入国を認めるというものであり、約7万人の労働力の確保が見込まれている(佐野2014)。

2016年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号)が公布され、技能実習制度が大きく改正された。この制度の詳細は次項で詳述する。

技能実習生は、法制定後もなお生活者として扱われる対象ではない。滞在期間には上限があり、延長はできず、事業所や職種の変更も認められていない。すなわち、実習実施者にとって技能実習生は労働力として期待されながらも、一時的な、不安定な身分という実情は変わらない。

1.4 外国人労働者の実態

平成 27 年における外国人入国者数 1,968 万 8,247 人のうち、新規入国者数は 1,779 万 6,147 人で、平成 26 年の 1,238 万 8,748 人と比べ、540 万 7,399 人(43.6%)増加し、再入国者は 189 万 2,100 人で、平成 26 年の 176 万 1,437 人と比べ 13 万 663 人(7.4%)増加している(図 1.4.1)。これは官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促し、外国人入国者数全体の増加につながったものと考えられる。

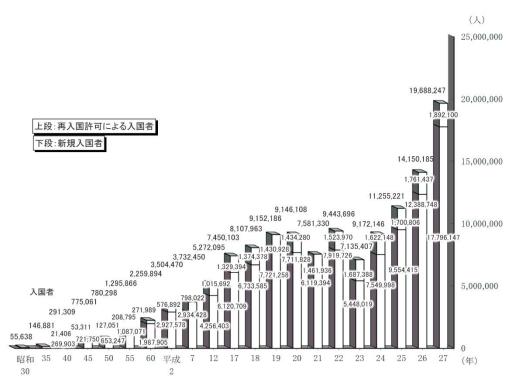


図 1.4.1 外国人入国者数の推移(法務省 2017a)

平成 27 年における技能実習 1 号の在留資格による新規入国者数は 96,987 人で、前年と比べ 14,471 人 (17.5%) 増加している。国籍・地域別にみると、中国が 38,327 人で全体の 39.5%を占め、以下、ベトナム、フィリピン、インドネシアの順となっている。平成 26 年と比べ、中国は 5,644 人減少、ベトナムは 13,163 人 (67.5%)、フィリピンは 2,921 人 (41.7%)、インドネシアは 1,401 人 (23.8%) 増加している (図 1.4.2)。

わが国における平成 27 年末現在の中長期在留者数は 188 万 3,563 人、特別永住者数は 34 万 8,626 人で、これらを合わせた在留外国人数は 223 万 2,189 人であり、平成 26 年末現在と比べ、11 万 358 人(5.2%) 増加している(図 1.4.3)。在留外国人の割合は、わが国の平成 27 年の総人口 1 億 2,711 万人に対し、1.76%となっており、平成 26 年末の 1.67%に比べ 0.09%高くなっている。

⁶ 在留資格一覧表のうち別表第一「活動資格」二の表(就労資格,上陸許可基準の適用あり)における在留資格「技能実習」の「本邦において行うことができる活動」に記述された「1号」のこと。「1号」は、次のイ又はロのいずれかに該当する活動をいう。

イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能,技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)

ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動

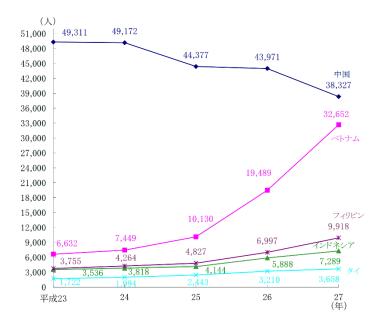
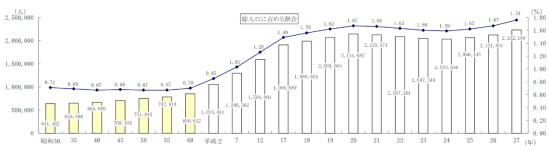


図 1.4.2 技能実習 1 号の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移(法務省 2017a)



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 昭和60年末までは、外国人登録者数、平成2年末から23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当 し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、平成24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた 在留外国人の数である。

(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

図 1.4.3 在留外国人数の推移とわが国の総人口に占める割合の推移(法務省 2017a)

技能実習 1 号から技能実習 2 号 7 への在留資格変更については、平成 27 年は平成 26 年に比べ 12,273 人 (24.8%) 増加し、61,809 人となっており、平成 5 年に技能実習制度が創設されてから平成 27 年末までの技能実習への移行者数の累計は 68 万人を超えている。

平成 27 年に技能実習 2 号への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、中国 31,055 人(50.2%)、ベトナム 16,968 人(27.5%)、フィリピン 5,216 人(8.4%)の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、耕種農業、溶接の順で多くなっている(表 1.4.1~1.4.2)。

7在留資格一覧表のうち別表第一「活動資格」二の表(就労資格、上陸許可基準の適用あり)における在留資格「技能実習」の「本邦において行うことができる活動」に記述された「2号」のこと。「2号」は、次のイ又はロのいずれかに該当する活動をいう。

イ 前号 (1号) イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動

ロ 前号 (1号) ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)

入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、不正行為の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が研修生・技能実習生を受入れることを5年間、3年間または1年間認めないこととしている。平成27年中に不正行為を通知した機関は273機関であった。これを受入れ形態別に見ると、企業単独型が3機関、団体監理型が270機関であった(表1.4.3)。

表 1.4.1 国籍・地域別「技能実習 2 号」への移行者数の推移(法務省 2017a)

(人) 年 平成 23 24 25 26 27 国籍•地域 数 45,013 48,752 48,792 49,536 61,809 35,209 36,448 35,463 31,822 31,055 ~" ト \mathcal{L} 3,658 5,520 5,861 8,664 16,968 フ ピ 2,464 2,550 2,937 3,380 5,216 ド ア 2,496 2,689 2,979 4,997 イ ネ 3,440 タ 1,411 1,741 1 794 913 925 そ 他 392 632 627 819 1,832

表 1.4.2 職種別「技能実習 2 号」への移行者数の推移(法務省 2017a)

											(人)
職種						年	平成 23	24	25	26	27
総						数	45,013	48,752	48,792	49,536	61,809
婦	人	子	供	服	製	造	7,840	8,095	8,141	7,349	7,292
耕		種		農		業	4,043	4,998	5,510	5,537	6,325
溶						接	3,568	4,053	3,824	3,951	6,224
プ	ラ	ス・	チ	ック	成	形	3,661	3,255	3,135	3,330	4,073
機		械		加		I.	2,136	2,526	2,245	2,310	2,929
非	加熱	性水	産力	11工食	品等	製造	2,253	2,271	2,540	2,406	2,792
金	属	プ	レ	ス	加	工	1,719	1,928	1,759	1,685	2,140
加	熱 性	水 産	11 加	工食	品質	見 造	1,553	1,650	1,840	1,862	2,122
と						び	614	866	994	1,274	2,073
電	子	機	器	組	立	て	2,272	2,310	1,884	1,294	2,056
塗						装	1,320	1,379	1,297	1,357	1,808
鉄		筋		施		工	470	812	856	1,128	1,640
畜		産		農		業	979	1,143	1,231	1,268	1,460
型		枠		施		工	392	532	739	886	1,451
食	鳥	处	l	理	加	エ	575	680	786	720	1,038
そ			の			他	11,618	12,254	12,011	13,179	16,386

⁽注) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

表 1.4.3 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移(法務省 2017a)

(機関) 平成 23 24 25 26 27 受入れ形態 単 型 2 0 0 3 企 0 14 9 20 23 32 一次受入れ機関) (第 監理型 習実 168 210 238 188 218 次 受 入れ機関) 計 184 197 230 241 273

不正行為の類型別では、平成27年度全370件のうち「賃金の不払い」、「偽変造文書等の行使・提供」、「技能実習計画との齟齬」の順に多く、この3類型で全体の64.6%を占めている。

技能実習生の失踪者は年々増加しており、平成23年に1,534人であったものが、27年には5,803人と急増している。失踪の動機については、これまでの調査では、多くの者は技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪したことが判明している。

表 1.4.4 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移(法務省 2017a)

 (\mathcal{N}) 年 平成 23 24 25 26 27 国籍・地域 数 1.534 2,005 3,566 4.847 5,803 中 玉 909 1,177 2,313 3,065 3,116 \mathcal{L} 338 496 828 1,022 1,705 卜 3 107 336 イ ア 107 276 252 124 114 9 102 ネ パ ル 25 84 149 そ 他 171 176 220 228 292

- (注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。
- (注 2) 「ミャンマー」は平成24年から集計を始めたもの。平成23年の「ミャンマー」は「その他」に含まれる。
- (注3) 平成23年は在留資格「技能実習」及び「特定活動(技能実習)」の合計数。

2. 技能実習制度の仕組み

2.1 技能実習法

平成 28 年 11 月 28 日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」または「法」という)が公布された。これにともない、技能実習制度の運営に必要な法律・規則(法務省・厚生労働省令)等が整備された。以下、特にことわらない限り、「技能実習制度運用要領」(法務省 et al. 2017)に基づき記述する。

技能実習制度は、わが国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度であり、これまでは「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という)とその省令を根拠法令として実施されてきた。今回の技能実習制度の見直しにともない、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになった。ただし、制度の趣旨はこれまでと変わりがなく、その趣旨をより徹底するために、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」(法第 3 条第 2 項)と明記されている。

技能実習法の目的・定義等は以下のとおりである。

- 目的:技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への 技能等の移転による国際協力を推進する(法第1条)。
- 基本理念:技能実習は、労働力不足を補うための手段として行われてはならない(法第3条)。
- 国は、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的・効果的に推進し、地方公共団体は地域の実情に応じて必要な施策を推進する(法第4条)。
- 実習実施者は、技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、技能実習を行わせる環境の整備に 努め、国や地方公共団体が講ずる施策に協力する。監理団体。は、技能実習の適正な実施と技能 実習生の保護について重要な役割を果たすものであると自覚し、実習監理の責任を適切に果た し、国や地方公共団体が講ずる施策に協力する(法第5条)。
- 技能実習生は、技能実習に専念して技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならない(法第6条)。
- 技能実習制度の適切な運営のための基本方針を定める(法第7条)。

技能実習法施行前の旧制度との大きな違いとしては、第2号技能実習の活動を修了し、技能等に相当程度習熟した者が、当該技能等に熟達し、本国に帰国後に当該技能等をより効果的に活用することが可能となるレベルを目指すものとして第3号技能実習が創設されたことである(なお、「実習実施者」とは、旧制度における「実習実施機関」と同義)。

技能実習の形態としては、大きく「企業単独型技能実習」と「団体監理型技能実習」に分けられる。 企業単独型技能実習とは、実習実施者の外国にある事業所など一定の事業上の関係を有する機関(日本 企業の海外の現地法人や合弁企業、取引先企業の常勤職員を対象)から技能実習生を受け入れて技能実 習を行わせる形態である。また、団体監理型技能実習とは、営利を目的としない監理団体が実習実施者 に対して指導・監督をしながら、技能実習を行わせる形態である。

企業単独型技能実習の場合における「本邦の公私の機関の外国にある事業所」として認められるのは、

⁸ 商工会議所·商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

原則として、

- 本店・支店の関係にある事業所
- 親会社・子会社の関係にある事業所
- 子会社同士の関係にある事業所
- 関連会社の事業所

が代表的なものになる。

畜産経営体に関係するのは団体監理型で、事業協同組合等の中小企業団体、商工会議所、商工会等が受入れ団体(第一次受入れ機関)となって研修生・実習生を受入れ、傘下の中小企業(=受入れ企業、第二次受入れ機関)等において実務研修及び技能実習を実施するものである。この「団体監理型」は、中小企業等における研修実施機会の拡大ニーズに応えるため、1990年8月に導入された。

技能実習法による技能実習制度の主な改正点は以下のとおりである。

(1) 外国人技能実習機構(機構)の設立

新制度においては、技能実習法に基づき機構が設立される。機構は、後述する技能実習計画の認定、 実習実施者の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習実施者や監理団体に対する指導 監督(実地検査・報告徴収)や、技能実習生からの申告・相談に応じるなど、技能実習制度の適正な実 施及び技能実習生の保護に関する業務を行う。

(2) 技能実習計画の認定制

旧制度においては、法務省令で技能実習計画書の作成、提出を規定しており、監理団体が技能実習計画を作成し、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していたが、技能実習計画として認定していなかった。新制度ではこれを改め、技能実習を行わせようとする者(実習実施者)は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることとされ、技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類が、技能実習法及びその関連法令で規定された。ただし、認定を受けた場合であっても、その後、認定の基準を満たさなくなった場合や、認定計画のとおりに技能実習が行われていない場合等には、実習認定の取消しが行われることになるので、常に法令等の基準を満たして技能実習を適正に行わせる必要がある。なお、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」(法第9条第10号)が認定の基準となる。この認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課が行う。

(3) 実習実施者の届出制

実習実施者について、旧制度においては、実習実施機関に求められる事項等を法務省令で規定しており、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していたが、実習実施機関として届出を行うことは求められていなかった。新制度ではこれを改め、技能実習法により、実習実施者が技能実習を開始したときには、遅滞なく届け出なければならないこととされた。この届出は、機構の地方事務所・支所の認定課で行う。

(4) 監理団体の許可制

新制度では、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされ、 監理団体として満たさなければならない要件が、技能実習法及びその関連法令で規定されている。た だし、許可を受けた場合であっても、その後、許可の基準を満たさなくなった場合には、監理事業の全 部又は一部の停止や、監理事業の許可の取消しが行われることになるので、常に法令等の基準を満た して監理事業を適正に行う必要がある。なお、監理団体の許可には、一般監理事業の許可と特定監理事業の許可の2区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの全ての段階の技能 実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号技能実習及び第2号技 能実習に係る監理事業を行うことができる。この許可申請は、機構の本部事務所の審査課で行い、最終 的な許否の判断は主務大臣が行う。

実習実施者や監理団体の上部機関(実習実施者や監理団体が加入している上部団体で、例えば、都道府県中小企業団体中央会や、都道府県農業会議等)は実習実施者や監理団体に対して必要な指導及び助言をするよう努めなければならない。

(5) 技能実習生の保護

新制度では、技能実習生の保護のため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止規定を法律に定めるほか、これに違反した場合の罰則に関する規定を定めている。また、実習実施者又は監理団体の法令違反があった場合に、技能実習生が当該事実を主務大臣に通報・申告することができることとし、技能実習生からの相談に応じる体制を整備する。さらに、人権侵害行為を受けた技能実習生が引き続き技能実習を継続することができるよう、機構において転籍を支援する体制も整備する。

(6) 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

旧制度では、技能実習生の募集・選抜を行う機関、技能実習生を推薦する機関、渡航前に事前講習を行う機関など、本邦外において、技能実習の準備に関与する外国の機関を総じて、「送出し機関」としていたが、新制度では、監理団体に対して求職の申込みを取り次ぐか否かで、「外国の送出機関」と「外国の準備機関」の2つに分けられる。

外国の送出機関は、技能実習生が国籍又は住所を有する国又は地域の所属機関や団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐ者をいう。他方、外国の準備機関とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれる。なお、外国の送出機関のうち、認定申請を行おうとする技能実習計画に係る技能実習生の求職の申込みを実際に監理団体に取り次ぐ送出機関を「取次送出機関」という。

技能実習生の選抜には、現地の事情に精通している送出機関が重要な役割を担っているが、その一方で、これまで、失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金の徴収等をしている不適正な送出機関や、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎと捉えて来日する技能実習生の存在が指摘されているので、技能実習制度の適正な運用のためには、送出機関の規制強化等の適正化を図ることが求められている。

このような状況を受け、技能実習法に基づく新制度では、監理団体の許可に当たって、技能実習生になろうとする者からの求職の申込みを取り次ぐ外国の送出機関について、規則第25条で定められる要件に適合することを求めることとし、送出機関の規制強化を図る。

また、外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を 確認しきれないという問題がある。旧制度においては、監理団体の許可制がないのと同様に、送出機関 についても適正なものをあらかじめ選別するような公的な仕組みはなかったが、新制度においては、 我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国 の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしている。 なお、認定された送出機関名については、法務省及び厚生労働省のホームページ(HP)のほか、機構 の HP に国ごとに掲載する。当該送出国との間で二国間取決めが作成され、当該取決めに基づく制度に 移行するまでの間であっても、旧制度と同様に送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるな ど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となる。また、当該取決めに基づく制度に 移行した後からは、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなく なる。

図 2.1.1 に技能実習制度の仕組みを

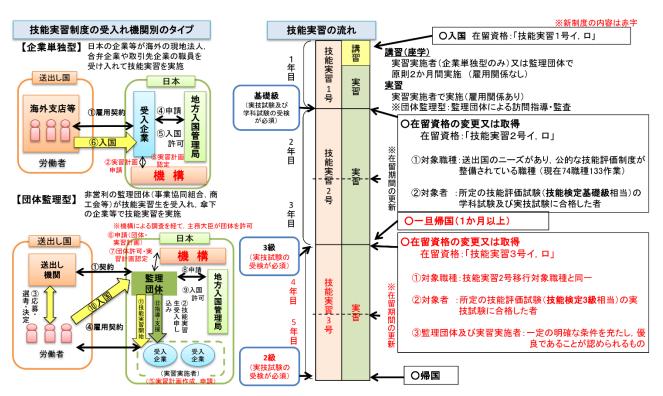


図 2.1.1 技能実習制度の仕組み(出典:法務省入国管理局 et al. 2017)

2.2 技能実習生受け入れの手続き

- (1) 第1号技能実習開始までの流れ
- 技能実習計画の認定申請

技能実習計画の認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能である。また、原則として、開始予定日の4か月前までに申請を行うことが必要である。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けている(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付ける。)。申請は、定められた様式によって行う必要があり、記載内容を確認するための添付書類等の提出も同時に必要となる。

- 技能実習計画の審査・認定

申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われる。

- 認定通知書の交付

認定の決定がされた場合は、機構より通知書が交付される。不認定の決定がされた場合も同様に 通知書が交付される。

※ 技能実習生が入国するためには、地方入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けなければならない。技能実習計画の認定通知書は在留資格認定証明書交付申請に必要となる。以下は入管法の手続になる。

- 在留資格認定証明書の交付申請

第1号の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格認定証明書の 交付申請を行う。

- 在留資格認定証明書の交付

地方入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けた監理団体は技能実習生に対して当該在留 資格認定証明書を送付する。技能実習生は、在外日本国公館において査証を取得した上、当該在留資 格認定証明書を入国の際に提示することにより、在留資格「技能実習」により入国することが可能と なる。

図 2.2.1 に第1号技能実習開始までの流れを示す。

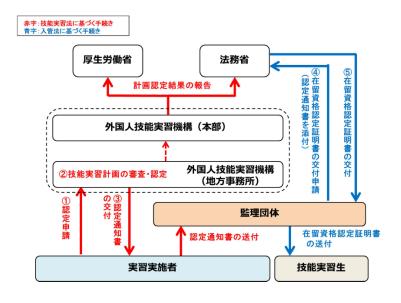


図 2.2.1 第1号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の例)(出典:法務省 et al. 2017)

(2) 第2号技能実習開始までの流れ

- 受検

第2号技能実習を行うためには、第1号技能実習で設定した目標(基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格)の達成が必要である。第1号技能実習の修了後、速やかに第2号

技能実習を開始する場合は、第1号技能実習が修了する3か月前までには受検をすることが推奨される。なお、第1号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められる。

- 試験結果の通知

試験実施機関より試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要である(技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関より、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映される。)

- 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能である。また、原則として、開始予定日の3か月前までに申請を行うことが必要である。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けている(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付ける)。

- 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われる。

- 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構より通知書が交付される。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付される。技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければならない。 技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となる。以下は入管法の手続になる。

- 在留資格の変更許可申請

第2号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格変更 許可申請を行う。

- 在留資格の変更許可

地方入国管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第2号技能実習生として引き続き在留することが可能となる。

図 2.2.2 に第 2 号技能実習開始までの流れを示す。

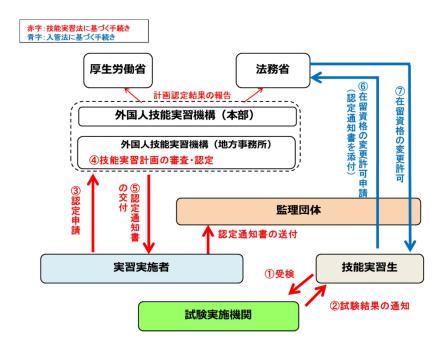


図 2.2.2 第2号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の例)(出典:法務省 et al. 2017)

(3) 第3号技能実習開始までの流れ

- 一般監理事業の許可(事業区分の変更許可)申請

第3号技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が一般監理事業の許可を得ている必要がある。

- 受検

第3号技能実習を行うためには、第2号技能実習で設定した目標(3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格)の達成が必要である。第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習が修了する6か月前までには受検をすることが推奨される。なお、第2号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められる。

- 試験結果の通知

試験実施機関より試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要である(技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関より、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映される)。

- 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能である。また、原則として、開始予定日の4か月前まで(第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の3か月前まで)に申請を行うことが必要である。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けている(機構の地方事務所・支所への郵送によ

る方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付ける)。第3号技能実習については、実習実施者を変更すること(転籍)が可能である。認定申請は第3号技能実習を行う実習実施者が行う必要がある。

- 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習・第2号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われる。第3号技能実習を行うためには、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす優良な実習実施者であることが必要である。

- 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構より通知書が交付される。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付される。

- 一旦帰国

第2号技能実習の修了後、第3号技能実習を開始するまでの間に、技能実習生は必ず1か月以上の一時帰国をしなければならない。技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければならない。技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となる。以下は入管法の手続になる。

- 在留資格の変更許可申請

第3号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行う。

- 在留資格の変更許可

地方入国管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第3号技能実習生として引き続き在留することが可能となる。第3号技能実習を修了するまでに、第3号技能実習で設定した目標(2級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格)の達成に向けて受検しなければならない。

図 2.2.3 に第3号技能実習開始までの流れを示す。

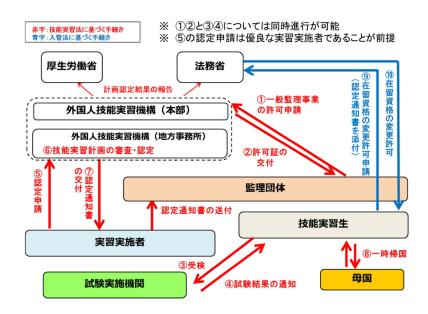


図 2.2.3 第3号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の例)(出典:法務省 et al. 2017)

(4) 技能実習生の受入れ後に実習実施者が行う手続

実習実施者は、技能実習計画の認定を受け、技能実習生を受け入れた後も、技能実習法で定められた報告、届出の手続を、定められた様式に従って行う必要がある。その手続は表 2.2.1 のとおりである。

表 2.2.1 実習実施者が行う手続

番	様式	届出先	期限	方法・通	備考(該当事例・留意点)
号				数	
1	技能実習計画軽微変更届出	実習実施者の住所	変更事	持参また	軽微な変更に当たる場合に届出が必要。なお重要な
	書(省令様式第3号)	地を管轄する機構	由発生	は郵送(対	変更の場合には技能実習計画変更認定の申請が必
		地方事務所・支所	後 1 カ	面で配達	要。
		の認定課	月以内	され、受領	
2	実習実施者届出書(省令様		技能実	の際、押印	初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行わせ
	式第7号)		習開始	または署	た場合の1回のみに提出が必要。既に実習実施者届
			後遅滞	名を行う	出受理書を機構から受け取っている場合は届出不
			なく	もので信	要。
3	技能実習実施困難時届出書		届出事	書を送る	実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の
	(省令様式第9号) ※企業		由発生	ことがで	経営上・事業場の理由があった場合、技能実習生に
	単独型のみ。なお団体監理		後遅滞	きる方式	ついて、病気や怪我、実習意欲の喪失・ホームシッ
	型の場合は実習実施者から		なく	に限る。)	ク、行方不明があった場合など技能実習を行わせる
	監理団体へ遅滞なく通知す				ことが困難となった場合に届出が必要。また、技能
	ることが必要。			正本1通	実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決
					まった時点で帰国前の届出が必要。
4	実習取消し事由該当事実に	実習実施者の住所	報告事		実習認定の取消し事由(法第 16 条第 1 項各号)に
	係る報告書(参考様式第3	地を管轄する機構	由発生		該当する場合に報告が必要。
	-1号) ※企業単独型のみ。	地方事務所・支所	後直ち		
	なお団体監理型の場合は実	の指導課	に		
	習実施者から監理団体へ直				
	ちに報告することが必要。				
5	実施状況報告書(省令様式	実習実施者の住所	毎年 4		優良な実習実施者として技能実習計画の認定を受
	第10号)	地を管轄する機構	月から5		けて技能実習生を受け入れている場合には、優良要
		地方事務所・支所	月末日		件適合申告書(参考様式第1-24号)の添付が必要。
		の認定課	まで		

2.3 技能実習計画の認定

実習実施者は詳細な技能実習計画を作成し、認定を受け、実行し、報告しなければならない。技能実 習計画に係る制度の概要は以下のとおりである。

- (1) 実習実施者は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習計画を作成(団体監理型の場合には、 監理団体の指導に基づいて作成) し、機構から認定を受ける必要がある(法第8条及び第12条)。 この認定申請は、法第9条の認定基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の地方事 務所・支所の認定課に申請しなければならない。
- (2) 技能実習制度の適正な運用のため、技能実習計画の認定に当たっては、実習実施者の欠格事由が設けられている(法第10条)。
- (3) 実習実施者は、認定を受けた技能実習計画について、技能実習の目標の変更、職種及び作業の変更など認定計画に従った技能実習の実施に実質的な影響を与えるものに変更が生じた場合には、改めて、技能実習計画の変更申請を行い、認定を受けなければならない(法第11条)。
- (4) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、機構が実習実施者に対する実地検査等を行う ほか、主務大臣の職員による報告徴収等の権限も規定されている(法第13条及び第14条)。
- (5) さらに、技能実習計画の認定後においても、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるときや出入国・労働関係法令に違反しているときなど、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認められるときは、主務大臣が改善命令を行うことができる(法第15条)。また、主務大臣は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、出入国・労働関係法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき、改善命令に違反したときなどにおいて実習認定を取り消すことができる(法第16条)。
- (6) なお、技能実習計画の認定は、技能実習計画が認定基準等に照らして適当であるか否かを確認する 事実行為であり、認定自体による法的効果は存在しない(処分に該当するものではない)。
- (7) また、実習実施者は、初めて技能実習生を受け入れて実際に技能実習を行わせた際には、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し実習実施者の届出をしなければならない(法第17条)。
- (8) 技能実習の実施が困難になった場合には、企業単独型実習実施者は機構の地方事務所・支所の認定 課に対し届出を行い、また、団体監理型実習実施者は監理団体に対し通知を行わなければならない (法第 19 条)。なお、通知を受けた監理団体は、対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方 事務所・支所の認定課に対し届出をしなければならない(法第 33 条)。
- (9) 実習実施者は、技能実習に関する帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければならない(法第20条)。
- (10) 実習実施者は、毎年1回、技能実習の実施の状況に関する報告書を作成し、機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければならない(法第21条)。

技能実習計画に係る法第9条の認定基準とは以下のとおりである。

- 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- 技能実習の目標
 - (第1号の目標)技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験 への合格など
 - (第2号の目標) 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格 (第3号の目標) 技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
- 技能実習の内容

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- 第2号・第3号については移行対象職種・作業(主務省令別表記載の職種及び作業)に係るものであること。
- 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること(団体監理型のみ)。
- 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されている こと。
- 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと(技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる)。
- 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- 複数職種の場合は、いずれも 2 号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。
- 実習を実施する期間(第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること)
- 前段階における技能実習(第2号は第1号、第3号は第2号)の際に定めた目標が達成されていること。
- 技能等の適正な評価の実施(技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと。)
- 適切な体制・事業所の設備、責任者の選任
 - 各事業所ごとに下記を選任していること。

「技能実習責任者」(技能実習の実施に関する責任者):技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員(講習については、経過措置あり)。

「技能実習指導員」(技能実習生への指導を担当): 修得させる技能について 5 年以上の経験を有する常勤の役職員

「生活指導員」(実習生の生活指導を担当): 常勤の役職員

- 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- 許可を受けている監理団体による実習監理を受けること(団体監理型技能実習の場合)。
- 日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保
 - 報酬の額が日本人と同等以上であること(これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。)
 - 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
 - 食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること(費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付)。
- 優良要件への適合(第3号技能実習の場合)
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと (新制度で人数枠を見直し)。

なお、実習実施者の技能実習生の受け入れ枠は表 2.3.1 のとおりである。

表 2.3.1 技能実習生の受入れ人数枠(法務省入国管理局 et al. 2017)

基本人数枠

実習実施者の常動の職員の総数	技能実習生の人数		
301人以上	常勤職員総数の 20分の1		
201人~300人	15人		
101人~200人	10人		
51人~100人	6人		
41人~50人	5人		
31人~40人	4人		
30人以下	3人		

(参考)現行制度の基本人数枠

実習実施機関の 常勤の職員の総数	技能実習生の人数				
301人以上	常勤職員総数の20分の1				
201人~300人	15人				
101人~200人	10人				
51人~100人	6人				
50人以下	3人				

常勤職員総数 の10分の3

人

※ 営勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

、数枠(団体監理型)		7. 113.147.X.117.117.117.117.117.117.117.117.117.								
			人数枠							
	第1号	第2号	優良基準適合者							
	(1年間)	(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)					
	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍					

人数村	枠(企業単独型)						
	17 (11-4-1)11-1				技能実習生の人数枠	:	
	企業		第1号	第2号		優良基準適合者	
			(1年間)	(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
	法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安! 習を行わせる体制を有すると認める企業	定的な実	基本人数枠	基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 2倍	基本人数枠の 4倍	基本人数枠の 6倍

- 常勤職員総数 の10分の1 常勤職員総数 常勤職員総数 常勤職員総数 上記以外の企業 ○ 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。 (1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

2.4 優良な実習実施者の要件

法律では、第3号の技能実習生を受け入れることの可能な実習実施者について、技能等の修得等をさ せる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること(法第9条第10 号)としている。このため優良な実習実施者と認定されるためには、以下の評価点の得点が満点(120点) の6割以上となる必要がある。

(満点 120)

- 技能等の修得等に係る実績(70点)
 - 過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等 (3級、2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案)
- 技能実習を行わせる体制(10点)
 - 直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴(講習については経過措置有)
- 技能実習生の待遇(10点)
 - 第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
 - 技能実習の各段階の賃金の昇給率
- 法令違反・問題の発生状況 (5点) (違反等あれば大幅減点)
 - 直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - 直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- 相談・支援体制(15点)
 - 母国語で相談できる相談員の確保
 - 他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績等
- 地域社会との共生(10点)
 - 実習生に対する日本語学習の支援

- 地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

表 2.4.1 優良な実習実施者の要件(法務省 et al. 2017)

優良な実習実施者の要件(詳細)

	項目	配点
①技能等の	【最大70点】	
修得等に係 る実績	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び 実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	- 95%以上: 20点 - 80%以上95%未満: 10点 - 75%以上80%未満: 0点 - 75%未満: - 20点
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 〈計算方法〉 分母: 新技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 十日技能実習生の受検者数 分子・(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算人しないこととすることも可。 * 施行後4年間については、II に代えて、II - 2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	*80%以上:40点 *70%以上80%未満; 30点 *60%以上70%未満; 20点 *50%以上60%未満; 0点 *50%未満; -40点
	II - 2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	点 ・合格者2人:25点 ・合格者1人:15点 ・合格者なし:-35点
	Ⅱ -2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
	Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験 の合格実績* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
	Ⅳ 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、提点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員(土相当する者を社員等の中から輩出している場合や。実技試験の実施の中から輩出している場合を想定とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	•有:5点

得点が満点(120点)の6割以上となる実習実施者は 優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

②技能実習を	【最大10点】							
行わせる体制		講習の整備から1年までは配点なし						
	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有 : 5点						
	Ⅱ 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有 : 5点						
③技能実習生	【最大10点】							
の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	•115%以上 : 5点 •105%以上115%未満: 3点						
	Ⅱ 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	•5%以上 : 5点 •3%以上5%未満 : 3点						
4)法令違反・	【最大5点】							
問題の発生状 況	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	・改善未実施 : -50点 ・改善実施 : -30点						
	Ⅲ 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が 低いこと(旧制度を含む。)	-ゼロ: 5点 -10%未満又は1人以下:0点 -20%未満又は2人以下:-5点 -20%以上又は3人以上:-10点						
	Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	•該当 : -50点						
⑤相談・支援	【最大15点】							
体制	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等 係職員に周知していること	を策定し、関・有 : 5点						
	受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談でき 確保していること(旧制度を含む。)	きる相談員を・有 : 5点						
	面近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能 き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生 行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)							
⑥地域社会と	【最大10点】							
の共生	I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行ってい	ること ・有 : 4点						
	Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	•有 : 3点						
	Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	•有 : 3点						

3. 農畜産業部門における技能実習生

3.1 わが国の畜産の動向

(1) 乳用牛飼養戸数・頭数の推移

乳用牛の飼養戸数は、毎年、年率 4%程度の減少傾向で推移している。また飼養頭数は、年率 2%程度の減少傾向で推移している。

一方、一戸当たり経産牛飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展している。また、改良により、一頭当たりの乳量は上昇傾向にある。

表 3.1.1 乳用牛飼養戸数・頭数の推移(農水省 2017b)

区分/年		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
乳用牛飼	乳用牛飼養戸数(千戸)		24.4	23.1	21.9	21.0	20.1	19.4	18.6	17.7	17.0	16.4
			(▲3.9)	(▲5.3)	(▲5.2)	(▲4.1)	(▲4.3)	(▲3.5)	(▲4.1)	(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)
	うち成畜50頭以	上層(千戸)	7.6	7.8	7.3	7.1	7.0	6.9	6.8	6.4	6.5	6.4
	戸数シェア(%)		(31.4)	(34.1)	(33.7)	(34.1)	(34.9)	(35.9)	(37.3)	(36.9)	(38.9)	(39.6)
乳用牛飼]養頭数(千頭	j)	1,533	1,500	1,484	1,467	1,449	1,423	1,395	1,371	1,345	1,323
			(▲3.7)	(▲2.2)	(▲1.1)	(▲1.1)	(▲1.2)	(▲1.8)	(▲2.0)	(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)
	うち 経産牛頭	頁数	998	985	964	933	943	923	893	870	871	852
	うち 未経産牛 (乳用後継牛)頭数		535	515	521	534	506	500	501	502	474	471
	うち成畜50頭以	上層(千頭)	961	986	983	987	980	944	948	940	949	934
	頭数シェア(%)		(63.8)	(66.7)	(67.3)	(68.5)	(68.9)	(67.8)	(69.7)	(70.4)	(72.5)	(72.5)
一戸当	たり	全 国	40.9	42.6	44.0	44.4	46.9	47.6	48.0	49.1	51.2	52.0
経産牛頭	経産牛頭数(頭) 北海道		59.5	62.4	63.6	63.9	68.1	68.1	68.2	68.8	72.6	72.8
都府県		31.7	32.5	33.2	33.6	34.9	35.9	36.2	37.2	38.1	38.9	
経産牛一	経産牛一頭当たり 全国		8,012	8,088	8,047	8,034	8,154	8,198	8,316	8,511	8,526	-
乳量	불(kg)	北海道	8,046	8,027	8,046	7,988	8,017	8,056	8,216	8,382	8,375	-

(2) 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

肉用牛飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向で推移している。飼養頭数は、平成 22 年以降減少傾向で推移していたが、29 年は増加 (+20 千頭) に転じた。

一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展している。繁殖雌牛の飼養頭数は、 22 年をピークに減少していたが、28 年以降増加傾向に転じた。

表 3.1.2 肉用牛飼養戸数・頭数の推移(農水省 2017b)

区分	/	年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	戸 数(千戸)	80. 4	77. 3	74. 4	69. 6	65. 2	61.3	57. 5	54. 4	51.9	50. 1
	(対前年埠	曽減率)	(▲2.3)	(▲3.9)	(▲3.8)	(▲6.5)	(▲6.3)	(▲6.0)	(▲6.2)	(▲ 5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)
肉用牛	頭 数(千頭)	2, 890	2, 923	2, 892	2, 763	2, 723	2, 642	2, 567	2, 489	2, 479	2, 499
	(対前年増	曽減率)	(3.0)	(1.1)	(▲1.1)	(▲4.5)	(▲1.4)	(▲3.0)	(▲ 2.8)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)
	1戸当た	り(頭)	35. 9	37. 8	38. 9	39. 7	41.8	43. 1	44. 6	45.8	47. 8	49. 9
うち	戸 数(千戸)	69. 7	66. 6	63. 9	59. 1	56. 1	53. 0	50. 0	47. 2	44. 3	43. 0
繁殖雌牛	頭数(千頭)	667	682	684	668	642	618	595	580	589	597
	1戸当た	り(頭)	9. 6	10. 2	10. 7	11. 3	11. 4	11. 7	11. 9	12. 3	13. 3	13. 9
うち	戸 数(千戸)	16. 5	16. 8	15. 9	15. 2	14. 3	13. 5	13. 1	11.6	11. 7	11. 3
肥育牛	頭 数(千頭)	1, 837	1, 842	1, 812	1, 718	1, 702	1, 663	1, 623	1, 568	1, 557	1, 557
	1戸当た	り(頭)	111. 3	109. 6	114. 0	113. 0	119.0	123. 2	123. 9	135. 2	133. 1	137. 8

(3) 豚飼養戸数・頭数の推移

豚飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向にある。飼養頭数は、23 年以降減少傾向で推移していたが、29 年は増加(+33 千頭)に転じた。

一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は着実に増加しており、大規模化が進展している。

表 3.1.3 豚飼養戸数・頭数の推移 (農水省 2017b)

区分/年	20	21	23	24	25	26	28	29
飼養戸数(千戸)	7.2	6.9	6.0	5.8	5.6	5.3	4.8	4.7
	(▲4.2)	(▲4.7)	(▲12.8)	(▲2.8)	(▲4.6)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)
うち肥育豚2千頭以上層(千戸)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
戸数シェア(%)	(15.5)	(16.7)	(18.4)	(19.1)	(20.6)	(21.5)	(21.8)	(23.2)
飼養頭数(千頭)	9,745	9,899	9,768	9,735	9,685	9,537	9,313	9,346
	(▲0.1)	(1.6)	(▲1.3)	(▲0.3)	(▲0.5)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)
うち子取用雌豚(千頭)	910	937	902	900	900	885	845	839
	(▲0.5)	(2.9)	(▲3.7)	(▲0.2)	(0.0)	(▲1.6)	(▲4.5)	(▲0.6)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	5,788	6,219	6,492	6,394	6,583	6,528	6,309	6,479
頭数シェア(%)	(62.4)	(65.4)	(68.6)	(68.0)	(70.3)	(70.7)	(70.0)	(71.9)
一戸当たり平均								
飼養頭数(頭)	1,347.9	1,436.7	1,625.3	1,667.0	1,738.8	1,809.7	1,928.2	2,001.3
一戸当たり平均								
子取用雌豚頭数(頭)	145.6	158.0	176.5	183.7	194.7	206.4	214.4	220.9

(4) 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

鶏(ブロイラー)の飼養戸数は、近年、小規模層を中心に年率1~2%の割合で減少している。飼養羽数は、増減を繰り返して推移している。

一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、特に大規模層(年間出荷羽数 50 万羽以上)のシェアは拡大傾向にある。

表 3.1.4 鶏 (ブロイラー) の飼養戸数・羽数の推移 (農水省 2017b)

区分/年	20	21
飼養戸数(戸)	2,456	2,392
(対前年増減率)	(▲4.9)	(▲2.6)
飼養羽数(千羽)	102,987	107,141
(対前年増減率)	(▲2.2)	(4.0)
出荷戸数(戸)	2,925	ı
うち50万羽以上層(戸)	203	_
戸数シェア(%)	(6.9)	_
出荷羽数(千羽)	629,766	ı
うち50万羽以上層(千羽)	225,436	-
羽数シェア(%)	(35.8)	ı
一戸当たり平均		
飼養羽数(千羽)	41.9	44.8
一戸当たり平均		
出荷羽数(千羽)	215.3	_

25	26	28	29
2,420	2,380	2,360	2,310
(-)	(▲1.7)	(8.0▲)	(▲2.1)
131,624	135,747	134,395	134,923
(-)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)
2,440	2,410	2,360	2,320
225	230	266	268
(9.2)	(9.5)	(11.3)	(11.6)
649,778	652,441	667,438	677,713
270,778	270,971	294,138	296,577
(41.7)	(41.5)	(44.1)	(43.8)
54.4	57	56.9	58.4
266.3	270.7	282.8	292.1

(5) 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

鶏(採卵鶏)の飼養戸数は、近年、小規模層を中心に年率4~8%の割合で減少している。成鶏めす飼養羽数は減少傾向で推移していたが、26年以降は増加傾向で推移している。

一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展している。

表 3.1.5 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移(農水省 2017b)

	区分/年	20	21	23	24	25	26	28	29
飼養戸数(戸)		3,300	3,110	2,930	2,810	2,650	2,560	2,440	2,350
		(▲4.6)	(▲5.8)	(▲5.8)	(▲4.1)	(▲5.7)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)
	うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	356	350	336	327	328	324	347	340
	戸数シェア(%)	(11.9)	(12.4)	(12.5)	(12.8)	(13.5)	(14.0)	(15.7)	(16.1)
成鶏	成鶏めす飼養羽数(千羽)		139,910	137,352	135,477	133,085	133,506	134,569	136,101
		(▲0.2)	(▲1.8)	(▲1.8)	(▲1.4)	(▲1.8)	(0.3)	(0.8)	(1.1)
	うち10万羽以上層(千羽)	91,543	91,001	90,083	90,314	91,556	93,476	99,395	101,048
	羽数シェア(%)	(64.3)	(65.2)	(65.7)	(66.8)	(68.8)	(70.0)	(73.9)	(74.3)
一戸	一戸当たり平均								
	成鶏めす飼養羽数(千羽)	43.2	45.0	46.9	48.2	50.2	52.2	55.2	57.9

3.2 畜産部門の雇用労働者

(1) 酪農

酪農経営における労働時間は増加傾向で推移している (表 3.2.1)。このような状況を踏まえ、労働時間の削減に向け、飼養方式の改善、機械化、外部化等の取組が推進されている。

機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入の支援、外部化については、 育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる 環境作りの推進が行われている。 また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組が支援されている。

表 3.2.1 家族労働時間の推移(農水省 2017b)

北海道の例	1人当たり 家族労働時間	1戸当たり 家族労働時間
H17年度	2,038	5,501
H22年度	2,058	5,556
H27年度	2,148	6,015

担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、経営離脱が続いているものの、経営環境の改善もあり経営離脱のペースは近年鈍化している(表 3.2.2、図 3.2.1)。後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策が実施されている。

表 3.2.2 経営離脱・新規就農状況(農水省 2017b)

		H25	H26	H27	
		離脱者数		211	200
酪農	北海道	新規就農者数	125	104	110
節 辰		(うち後継者)	(105)	(88)	(94)
	都府県	離脱者数	840	535	461
		離脱者数	72	42	32
肉用牛	北海道	新規就農者数	17	16	17
		(うち後継者)	(15)	(11)	(15)
	都府県	離脱者数	3,230	2,470	1,892

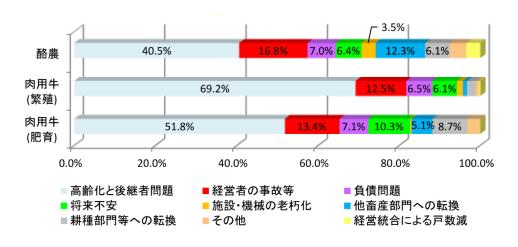


図 3.2.1 離脱要因(農水省 2017b)

3.3 農畜産部門の外国人技能実習生

2016年12月現在の団体監理における技能実習1号ロ及び2号ロの資格による在留外国人数は220,438 人で、全在留外国人2,382,822人の9.3%に相当する。

図 3.3.1 に 2016 年 12 月現在の都道府県別技能実習 1 号ロ及び 2 号ロの資格による在留外国人数の「分布を示す。この中で、主要畜産 9 道県(北海道、岩手、茨城、栃木、群馬、千葉、熊本、宮崎、鹿児島)を見ると、茨城、千葉が 1 万人を超え、北海道、群馬が 5,000 人を超えているほかは、全て 5,000 人未満で、岩手、宮崎は 2,000 人程度である。

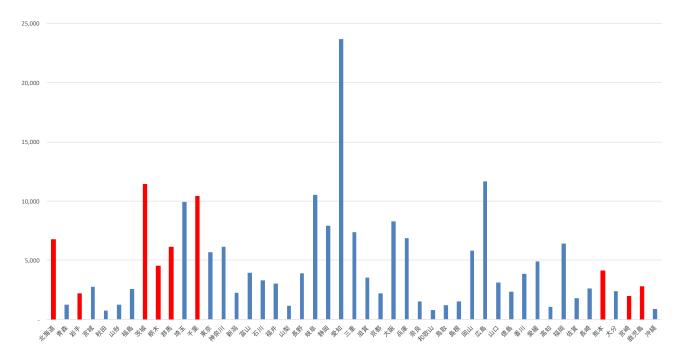


図 3.3.1 2016 年 12 月現在の都道府県別技能実習 1 号ロ及び 2 号ロの資格による在留外国人数(法務省 2017b)

畜産部門の外国人技能実習生の受け入れについて、公表されている技能実習 2 号への移行者数の推移は図 3.3.2 (法務省 2017a) のとおりである。畜産部門の技能実習 2 号への移行者は年々増加しているが、耕種農業に比べ増加率は低い。参考として食鳥処理加工部門の推移を示すが、畜産部門とほぼ同様の増加傾向を示している。

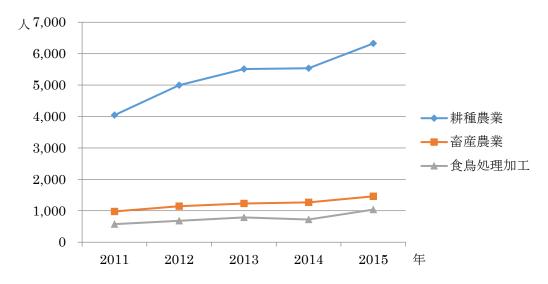


図3.3.2 農畜産部門の「技能実習2号」への移行者数の推移

2015 年度の都道府県別「技能実習 1 号」農畜産業技能実習生については、農業と畜産の区分はないものの、JITCO が支援した人数が公表されている。この全体人数は 5,120 人で、最大の茨城県が 913 人、続いて熊本県 831 人、長野県 331 人、千葉県 244 人、福岡県 208 人、北海道 200 人となっている(図 3.3.3)。

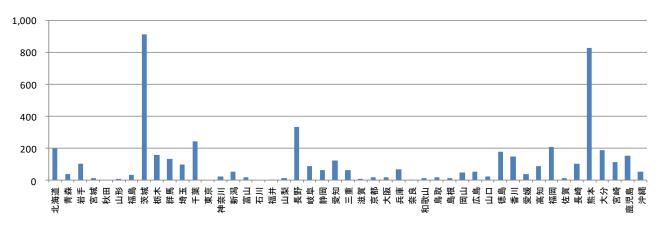


図 3.3.3 都道府県別「技能実習 1 号」農業作業者の JITCO 支援実習生の人数(2015 年度)(JITCO 2017b)

2015 年度の都道府県別「技能実習 2 号」への移行申請者数の全体は 8,856 人で、茨城県の 1,998 人を最大として、熊本県 820 人、千葉県 642 人、愛知県 562 人、北海道 497 人と続いている (図 3.3.4)。 なお、技能実習 2 号へ移行するためには評価試験を受験しなければならず、その 2015 年度の合格率は再試験合格者を含め技能実習 2 号イ(企業単独型)は 100%、2 号ロ(団体監理型)は 99.8%であった (JITCO 2017b)。

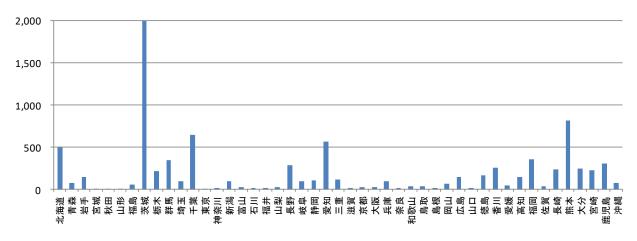


図 3.3.4 都道府県別農業作業者の「技能実習 2 号」移行申請者の状況(2015 年度)(JITCO 2017b)

2015年度の都道府県別・国籍別・農業作業者の「技能実習2号」移行申請者については、都道府県によって技能実習生の国籍に特色がある。過去20年余にわたって構成比8割以上を占めていた中国からの技能実習生の割合は、2015年度に5割を切っている。2015年度の農畜産業全体の国籍では、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシアの順で人数が多いが、ベトナムが中国を上回る府県は熊本県、長崎県、岐阜県をはじめ20となっている。フィリピンが最も多い福岡県、カンボジアが最も多い香川県、ラオスから96人を受け入れている茨城県など、多様化傾向が見られる。

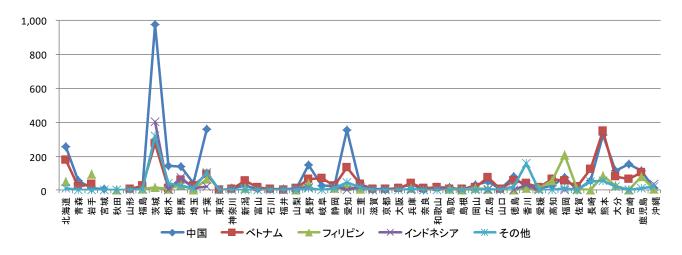


図 3.3.5 都道府県別・国籍別・農業作業者の「技能実習 2 号」移行申請者の状況(2015 年度)(JITCO 2017b)

2015 年度の技能実習生 2 号の職種別支給予定賃金の分布を見ると、農業をはじめとして月額 12~13 万円にピークがあり、建設業、機械・金属業は 13~14 万円にピークがある (図 3.3.6)。農業分野でも 17 万円以上の収入を得ている技能実習生は 16 名をかぞえる。

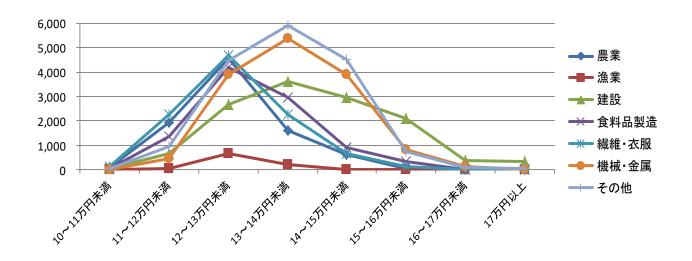


図 3.3.6 技能実習生 2 号の職種別支給予定賃金の分布(2015 年度)(JITCO 2017b)

2015 年度の技能実習生 2 号の職種別支給予定賃金の平均値では、農畜産業部門は 126,712 円で、繊維・衣服業の 126,590 円に次いで低く、平均値 132,940 円に及ばない (図 3.3.7)。最も予定賃金額が高いのは建設業の 139,679 円である。

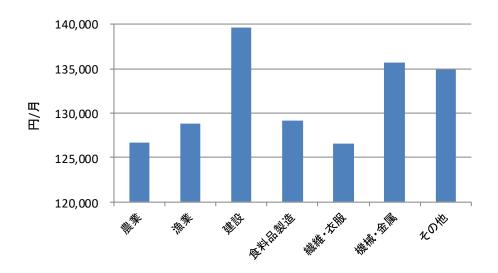


図 3.3.7 技能実習生 2 号の職種別平均支給予定賃金(2015 年度)(JITCO 2017b)

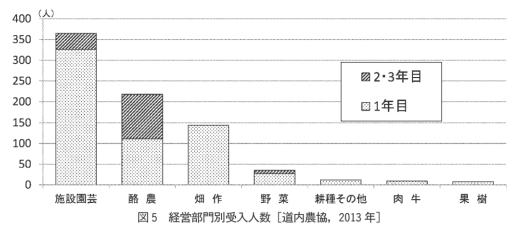
農畜産部門の外国人技能実習生の受入れについて、北海道と茨城県の事例を示す。

(1) 北海道の事例

宮入(2015)によると、北海道では、外国人技能実習制度は、実質的には労働力不足に対応し、道内の早い農協では 1990 年代中頃より旧制度のもとで「外国人研修生」の受け入れが開始され、野菜・畑作、酪農地域を中心に受入人数は年々増加してきた。労働関係法令が適用されることで、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等の報酬を支払い、社会保険の適用も厳格化されることとなったのに伴い、受け入れに係る農業者の費用負担は日本人を雇用するのと大差ないものとなった。それでも技能実習生の受け入れは大幅な減少が見られず、技能実習生への依存度の高さは変わりない。

現行制度の下では、畑作+酪農のように複数の作業への従事は認められず、農閑期に入れば帰国しなければならない。また同じ在留資格での再入国も認められていない。そのために生じる問題として、受入側では毎年新たな実習生を確保しなければならず、初めから技術習得に向けた指導を行わなければならない。さらに、同じ国・地域からの受け入れを続ければ、自ずと希望者が減少して、十分に実習生を確保できないという事態にもなりかねない。他方、実習生にとっても短期間の実習はデメリットとなる。1回に限定された在留資格であれば、より長期間にわたって実習できる地域(結果的に報酬の高い地域)を選択することができれば、短期間の受け入れが多い北海道を敬遠することも考えられる。

図3.3.8 に北海道における経営部門別受入れ人数を示すが、施設園芸(46.1%)と酪農(27.6%)の2部門で7割以上を占めている。労働力の安定的確保が必須であるこれら部門で制度利用が進んでいるということは、道内における労働力不足問題の深刻化の一端を示している。



資料:北海道経済部「外国人研修・技能実習制度に係る受入状況調査」より作成

図3.3.8 北海道における経営部門別受入れ人数(道内農協2013年)(宮入2015)

北海道では、すでに実習生の受け入れを前提にした産地運営がなされている。また、小規模な農協であっても、受け入れを実施している大根の生産者組織では、実習生を抜きには営農維持は困難であるという経営も存在する。そして実習生を受け入れている酪農経営では、不十分な家族労働力の代替としている状況もみられている。

全国的には不正行為の発生も後を絶たず、人権問題も発生している。とくに外国人技能実習生をめぐる不正摘発は農業分野が最も多くなっている。外国人技能実習生に対しては、1日8時間(週40時間)・週休2日という基準が厳格に適用されている。そのため、法定労働時間を超えて実習させる場合には、割り増し賃金の支払い義務が生じ、それが費用負担(雇用費)の増大につながっている。また農業生産法人に対する厚生年金加入の問題も費用負担増となる。

多くの農協において送り出し機関を変更する要因になっているのは、失踪者の発生もしくは中国での研修内容の不備などであった。このような送り出し機関別の状況を農協間で共有することは、受け入れの安定化にとって有益に働くと考えられる。地域の労働力不足への対応として、もはや地域内には他の選択肢がなく、結果的に外国人実習生への依存度が高まっているという状況であった。制度改正により農家の費用負担が増加した後も、実習生の受入人数がある程度維持され、増加傾向にある地域も存在したことがそれを示している。

他方で、現場で受入体制の整備を担っている農協担当者からは、「外国人を受け入れること自体が産 地維持のリスク拡大」になっているという声が聞かれ、不安を持ちつつ利用していることが示唆された。 短期的にみれば、外国人実習生に依存しないという選択肢はないように思われる。必要なことは、短期 的には外国人実習生は受け入れつつ、それに代わる代替策を地域農業の持続的発展という長期的な視点 から見出していくしかない。

(2) 茨城県の事例

羽田ら(2016)によると、メロン栽培で有名な茨城県鉾田市の生産地では、農業就業者人口は減少し、 高齢化も進行した。そこで、農業労働力の不足を補完するために、鉾田市は1996年に外国人技能実習制度を導入し、それ以降、中国や東南アジア出身の外国人技能実習生が生産地の農業労働力として大きな 役割を果たすようになった(羽田 et al. 2016)。

外国人技能実習制度による実習生は、市内の受入組合が斡旋を行っている。この受入組合は 2015 年にはベトナム人実習生を約 100 人、中国人実習生を約 50 人受け入れており、鉾田市内を中心として、つくば市や結城市にまで派遣している。この受入組合は鉾田市内の外国人実習生を受け入れる 10 組合と外国人実習生受入組合連絡協議会を設立し、農家と実習生の円滑な労使関係を構築するため情報交換を行っている。

鉾田市における近年の外国人実習生数は、2010年に2,224人になるまで漸増傾向にあった。しかし、2012年には2,015人へと減少した。2013年と2014年には増加するものの、2015年には1,988人となり、再び減少傾向にある。2015年の外国人実習生を国籍別にみると、中国が987人と全体の50%を占める。中国人実習生は2008年に1,618人であったのが2010年に1,697人になるまで増加するが、東日本大震災のあった2011年以降は減少している。これに対して、ベトナム人実習生は2012年の172人から2015年の331人へと、2012年以降、急激に増加している。こうした増加傾向はインドネシアやタイ、フィリピンからの実習生にもみられる。このように、鉾田市では中国からの実習生が減少するなかで、ベトナムをはじめ東南アジア諸国からの実習生が増加している。現在では小規模な農家でも1~2人の外国人実習生を受け入れている場合がある。

農家は外国人実習生を受け入れるにあたって、外国人実習生受入組合に対し、性別や性格、利き手、 眼鏡の有無等の条件を提示している。さらに、鉾田市の施設園芸は、繊細な作業が多く、手先の器用さ が要求される。したがって、外国人実習生受入組合によって送出し国の国民性や送出し機関に登録され る外国人実習生の特徴から、外国人実習生が選別され、国籍の偏りが発生している。

生産地ではホウレンソウを導入しているが、それはメロンの収益性の低下により、外国人実習生の受け入れの負担が拡大するなかの対応策であり、収穫期の異なる作物を栽培することで、周年労働の実現と収入期間の拡大を図っている。

外国人実習生という補完労働力の存在は、鉾田市の農業の特徴であり、外国人実習生がいることで、 高齢農業者の増加や後継者不足、あるいは、より投下労働量を必要とする作物へ転換を図った時の不足 労働力を解消している。 4. 全日畜のアンケート調査

付属資料

調査票

引用文献

明石純一. 2017. "安倍政権の外国人政策." 大原社会問題研究所雑誌 700: P 12-19.

明石純一. 2014. "国際人口移動に対する政策的管理の実効性と限界." 人口問題研究 70(3): P 275-291.

後藤純一. 2015. "少子高齢化時代における外国人労働者受入れ政策の経済学的分析." *国際経済* 66: P35-60.

羽田司. 児玉恵理. 安村健亮. 冨田厚志. 舒梦雨. 志村衛. 市川康夫. 田林明. 2016. "大規模メロン生産地域における施設園芸の多角化:鉾田市造谷地区を事例に、" 地域研究年報 38: P91-116.

法務省. 2017a. "平成 28 年版 出入国管理." 法務省入国管理局.

法務省. 2017b. "在留外国人統計 (旧登録外国人統計)統計表."

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei ichiran touroku.html

法務省. 厚生労働省. 2017. "技能実習制度運用要領-関係者の皆さまへ."

法務省入国管理局. 厚生労働省人材開発統括官. 2017. "新たな外国人技能実習制度について."

石川義孝. 2014. "日本の国際人口移動一人口減少問題の解決策となりうるか?." *人口問題研究* 70(3): P244~263.

石丸百恵実. 柳村俊介. 2017. "農業法人における従業員確保と人材育成-農業生産法人 A 社を事例として" 北海道大学農経論叢 71:P11-20.

JITCO. 2017b. "2016 年度版 外国人技能実習·研修事業実施状況報告書 JITCO 白書." 公益財団法人 国際研修協力機構.

甲斐諭. 2016. "大規模野菜生産における外国人技能実習生受け入れの必要性と効果および今後の課題." 中村学園大学・中村学園大学短期大学部 研究紀要 48: P121-127.

小島宏. 2016. "国際人口移動と農家における労働力雇用." 早稲田社会科学総合研究 16(2,3): P27-49.

宮入降、2015、"北海道農協による外国人技能実習生の受入実態と課題、" 開発論集 96: P89-119.

内閣府. 2017. "2030 年展望と改革タスクフォース報告書." 平成 29 年度第1回経済財政諮問会議資料.

中川雅貴. 小池司朗. 清水昌人. 2016. "外国人の市区町村間移動に関する人口学的分析." *地学雑誌* 125(4): 475-492.

日本創成会議. 2014. "成長を続ける 21 世紀のために: ストップ少子化・地方元気戦略." 日本創成会議・人口減少問題検討分科会.

OECD. 2013. "International migration outlook 2013."

佐野孝治. 2014. "韓国の「雇用許可制」と外国人労働者の現況-日本の外国人労働者受入れ政策に対する示唆点(1)." 福島大学地域創造 26(1): P33-52.

農水省. 2017a. "畜産統計(平成 29 年 2 月 1 日現在)."農林水産省大臣官房統計部.

農水省. 2017b. "畜産・酪農をめぐる情勢."農林水産省生産局畜産部.

農水省. 2017c. "平成 29 年農業構造動態調查." 農林水産省大臣官房統計部.

農水省、2017は"平成27年農業産出額及び生産農業所得(都道府県別)"

佐野孝治. 2015. "韓国における「雇用許可制」の社会的・経済的影響-日本の外国人労働者受入れ政策に対する示唆点(2)." 福島大学地域創造 26(2): P3-22.

清水千弘. 川村康人. 西村清彦. 2015. "誰に扉を開けばいいのか?: Open the Door — 人口減少・少子高齢 化への政策選択の効果分析." Reitaku International Journal of Economic Studies 22: P29-47.

- 高畑幸. 2015. "人口減少時代の日本における「移民受け入れ」とは一政策の変遷と定住外国人の居住分布." *国際関係・比較文化研究* 14(1): P141-157.
- 竹ノ下弘久. 2016. "労働市場の流動化と日系ブラジル人をめぐる編入様式." *法學研究: 法律・政治・社会* 89(2): P498-520.
- UN. 2017. "World population prospects: 2017 revision." Department of Economic and Social Affairs of United Nations Secretariat (DESA).



「全日畜」は畜種横断の畜産経営者の団体です